

蒲郡市公立学校の労働基準法第36条に基づく協定締結に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年蒲郡市条例第15号）第2条に規定する学校（以下「学校」という。）において、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に基づく協定（以下「36協定」という。）を締結する場合の取扱いの統一及び事後の運用の適正化を図るための基本的事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 時間外勤務 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和42年愛知県条例第4号。次号において「条例」という。）第2条に規定する勤務時間を超える部分の勤務（次号に掲げる勤務を除く。）をいう。
- (2) 休日勤務 条例第3条に規定する週休日における勤務をいう。

(時間外勤務及び休日勤務の命令の原則)

第3条 時間外勤務及び休日勤務の命令は、原則として事前に行うものとする。

- 2 時間外勤務又は休日勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉並びに家庭生活への影響について十分に配慮するとともに、職員の意向を尊重するものとする。

(36協定の締結当事者)

第4条 36協定は、学校ごとに、各学校長と当該学校における現業職員及び非現業職員のそれぞれの過半数を代表する者との間で締結し、行政官庁に届け出るものとする。

- 2 前項の過半数を代表する者の選出及び協定締結は、現業職員及び非現業職員のそれぞれについて個別に行うものとする。
- 3 第1項の過半数を代表する者は、選挙、挙手等の方法により、その学校の現業職員又は非現業職員の過半数が支持していることが認められる方法により選出するものとする。

(36協定の締結及び届出)

第5条 前条第1項に規定する行政官庁への届出は、各学校が行う。

- 2 前項の届出は、現業職員に係る協定については、所轄労働基準監督署に協定届1部、その写し1部及び協定書の写し2部を提出することにより行い、非現業職

員に係る協定については、蒲郡市長に協定届1部、その写し1部及び協定書の写し2部を提出する。なお、前年度の36協定の内容と変更がある場合は、協定届及び協定書の写しを各1部蒲郡市教育委員会学校教育課に提出することとする。

(36協定の内容)

第6条 36協定の内容のうち、時間外勤務の限度、休日勤務の限度及び有効期間については、次条から第9条までの規定に定められた内容によるものとする。

(時間外勤務の限度)

第7条 時間外勤務は、各学校の実情に応じて次に掲げる時間を限度として定める時間(以下「限度時間」という。)の範囲内において、公務のため臨時の必要がある場合にのみ、命ずることができるものとする。ただし、通常予想されない特別の事情により、限度時間を超えて時間外勤務を命ずる必要が生じたときは、36協定の締結当事者間の協議を経て、当該時間を延長することができるものとする。

- (1) 1日につき 5時間
- (2) 1月につき 45時間
- (3) 1年につき 360時間

(休日勤務の限度)

第8条 休日勤務は、公務のため臨時の必要がある場合にのみ、4週間につき2日を限度として命ずることができるものとする。

(36協定の有効期間)

第9条 36協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、当該有効期間満了1月前までに36協定の締結当事者のいずれからも内容の変更の意思表示がないときは、更に1年間更新するものとし、以後同様とする。

(災害等の場合の特例)

第10条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、労働基準法第33条第1項の規定による行政官庁の許可又は行政官庁への事後の届出を条件として、第7条及び第8条の規定にかかわらず、時間外勤務又は休日勤務を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。